

第3章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理のフロー

本市では、家庭から排出されるごみを収集もしくは直接持ち込みにより、羽生市清掃センターの焼却施設、粗大ごみ処理施設に搬入し中間処理を行っています。

ごみ処理のフローは次のとおりです。

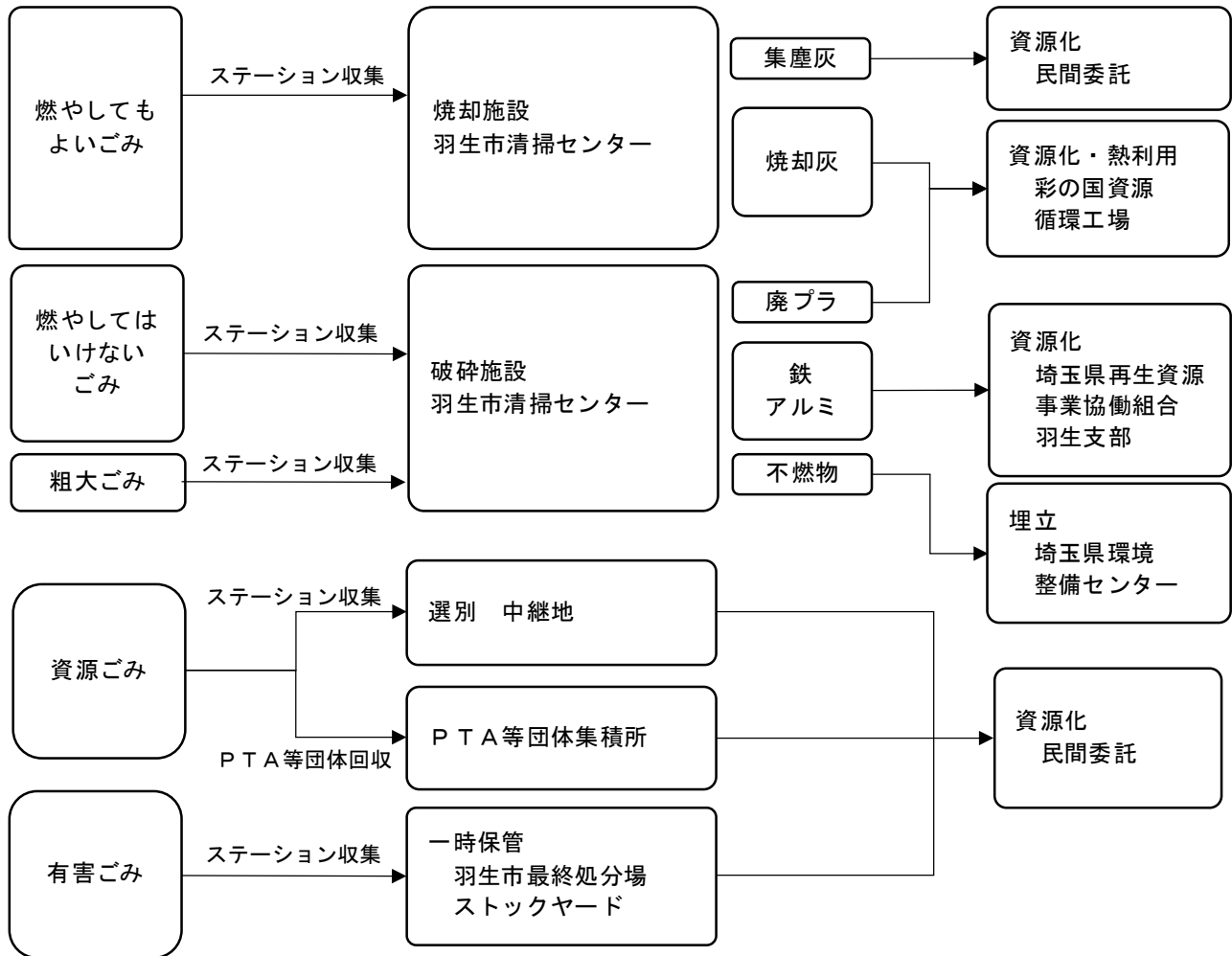


図3-1-1 ごみ処理のフロー

2. ごみ処理体制

2-1 ごみ分別区分と収集

(1) ごみの分別区分

本市の家庭ごみは、5種12分別のステーション回収と公民館などの公共施設で拠点回収を行っています。分別区分は事業系ごみも同じになっています。

表3-1-1 分別区分

分類		主な品目	
資源 ごみ	ペットボトル	○飲料用のペットボトル ○醤油・焼酎・みりん等のペットボトル 等	
	空きかん	○アルミ缶・スチール缶 ○アルミ・スチールマークの付いている缶詰 等	
	空きびん	○洋酒・清涼飲料水びん 等	
	紙類	新聞	○新聞と折り込みチラシ
		雑誌	○週刊誌・月刊誌 ○教科書・辞書 ○漫画本・その他の本 等
		ダンボール	○ダンボール
雑紙(ざつがみ)	○ポスター・カレンダー ○ノート、菓子箱、トイレトペーパーの芯、レシート、割り箸の袋、折り紙、入場券、台紙 等		
古着	汚れたり破れたりしていない着用できる状態のもの		
燃やしてもよいごみ		○生ごみ ○紙くず ○紙おむつ(汚物は取り除く) ○草・枝・木 ○汚れたり破れた衣類・下着類 等	
燃やしてはいけないごみ		○スプレー缶類 ○ライター類 ○再生できないガラス ○せともの ○ビニール ○プラスチック ○金属類(鍋・やかん・包丁等) ○ゴム・皮革類 ○小型家電 等	
粗大ごみ		○家電製品(大型家電)※ ○タンスなどの家具 ○椅子・自転車 ○ふとん・カーペット 等	
有害ごみ		○蛍光管 ○電球類 ○体温計(水銀式) ○血圧計(水銀式) 等	
拠点回収		○小型家電 ○紙パック ○廃食用油 ○乾電池・ボタン電池・リチウムイオン電池 等	
市で 収集 できない ごみ	処理困難物	○ガスボンベ ○廃油(植物性を除く) ○農薬 ○農機具類 ○タイヤ ○消火器 ○バッテリー ○エンジン付機械類 ○コンクリートブロック ○建設廃棄物 ○ピアノ 等	
	家電リサイクル法 等対象品目	○エアコン ○テレビ ○冷蔵庫・冷凍庫 ○洗濯機 ○衣類乾燥機 ○パソコン	
	事業系ごみ	○商店・飲食店などの事業所から出るごみ	

※ 家電リサイクル法対象品目は除く。

(2) ごみの収集方法等

本市のごみステーションの出し方と収集回数は、分類ごとに決められています。

表3-1-2(1) ごみの出し方と収集回数

分類		出し方等	収集回数	
資源 ごみ	ペットボトル	○キャップ、ラベルをとり、すすいでつぶして出す。 ○汚れのひどいものは「燃やしてはいけないごみ」に出す。 →地区の指定場所（黄色のかご）に出す	2回/月	
	空きかん	○キャップを外し、中を洗う。 ○つぶさずに出す。（またはきちんとつぶして出す。） →地区の指定場所（青色のかご）に出す		
	空きびん	○キャップを外し、中を洗う。 ○異物を取り除く。 ○鏡、ガラス、陶磁器は「燃やしてはいけないごみ」に出す。 →地区の指定場所（青色のかご）に出す		
	紙類	新聞		○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す
		雑誌		○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す
		ダンボール		○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す
		雑紙 (ざつがみ)		○小さい紙は、紙袋などに入れて、ひもやテープで閉じる。 →地区の指定場所に出す
古着	○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す			
燃やしてもよいごみ		○透明または半透明のごみ袋に入れて口を閉じて出す。 ○生ごみの水切りを徹底する。 ○おむつは汚物を取り除いてから出す。 ○枝などは長さ60cm以内・太さ10cm以内または厚さ10cm以内に切ってひもで結ぶか、透明・半透明の袋に入れる。 ○汚れたり破れた衣類、下着類は、なるべく小さくまとめる。 →指定のごみステーションに出す	3回/週	
燃やしてはいけないごみ		○透明または半透明のごみ袋に入れて口を閉じて出す。 ○スプレー缶類、ライター類は、ガスを抜いて、別袋で出す。 ○刃物類は、紙等で包んで“刃物”と記入して出す。 →指定のごみステーションに出す	1回/週	
粗大ごみ		○粗大ごみは、目安として45ℓの袋（一般的なサイズ：65cm×80cm）に収まらない大きさのものを対象とする。 切る・折る・曲げる・たたむことにより45ℓの袋に入るものであれば、通常のごみ（燃やしてもよいごみ・燃やしてはいけないごみ）として排出可。 ○粗大ごみの収集は年4回行う。 →指定のごみステーション（燃やしてはいけないごみステーション）に出す。	年4回	
有害ごみ		○ダンボール箱などに入れ、外側に“有害ごみ”と記入して、燃やしてはいけないごみの収集日に出す。 →指定のごみステーション（燃やしてはいけないごみステーション）に出す。	1回/週 「燃やしてはいけないごみ」の日	

表 3-1-2 (2) ごみの出し方

分 類		出し方等
拠 点 回 収	小型家電	○市役所、市民プラザ、公民館、女性センターに設置してある小型家電回収BOXに入れる。 ○小型家電回収BOXの投入口（15cm×30cm）を通過する家電製品
	紙パック	○市役所、市民プラザ、公民館、女性センターに設置してある回収箱に切り開いて出す。
	廃食用油	○油の入っていた容器やペットボトルなどに入れ、しっかり蓋をして、公民館にある回収箱にそのまま容器ごと入れる。
	乾電池 ボタン電池 リチウムイオン電池	○市役所、市民プラザ、公民館、女性センター、学校、家電量販店等の販売店などに設置してある乾電池回収箱に入れる。

(3) ごみステーション

燃やしてもよいごみ、燃やしてはいけないごみ、資源ごみは、ステーション収集を行っています。

表 3-1-3 ごみステーションの推移

単位：箇所

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やしてもよいごみ	1,285	1,297	1,327	1,311	1,333
燃やしてはいけないごみ	868	885	912	919	953
資源ごみ	124	124	123	107	106

(4) 清掃センターへの持ち込み

本市では、家庭ごみを清掃センターに直接持ち込むことができます。直接持ち込む場合には、分別区分、受け入れ時間が決められています。

事業系ごみは、清掃センターへ直接持ち込むか、許可業者に委託して搬入することができますが、処理手数料が120円/10kgかかります。

表3-1-4 家庭系ごみの分別区分と受け入れ概要（直接持ち込み）

分別区分	受け入れ曜日・時間	出し方
燃やしてもよいごみ	月曜日～金曜日 8:45～16:30 (12:00～13:00を除く)	ステーション 収集に同じ
燃やしてはいけないごみ		
粗大ごみ		
一時的な大量ごみ (引越し、大掃除、庭木刈り込み等)	土曜日 8:45～11:30	

(5) 収集運搬体制

①ステーション方式

ステーション方式の収集運搬は、直営と委託があります。

表3-1-5 収集運搬体制

分別区分	収集回数	ステーション数	収集形態
燃やしてもよいごみ	週3回	1,333箇所	直営 2t車 1台 委託 2t車 5台
燃やしてはいけないごみ	週1回	953箇所	委託 2t車 2台 3t車 1台 4t車 2台
資源ごみ	月2回	106箇所	委託 4t車 1台 2t車 3台

令和3年3月末現在

②拠点回収

本市では、一部の品目で公民館などの公共施設に回収箱を設置し、拠点回収を行っています。拠点回収は、施設の開館時間内であればいつでも投入できます。

表 3-1-6 拠点回収体制

ごみ種類	回収日	回収箱の設置場所
小型家電	随 時	市役所、市民プラザ、公民館、女性センター
紙パック	第一木曜日	市役所、市民プラザ、公民館、女性センター
廃食用油	随 時	公民館
乾電池・ボタン電池 リチウムイオン電池	第一木曜日	市役所、市民プラザ、公民館、女性センター、 学校、家電量販店等の販売店など

2-2 中間処理の状況

本市のごみの中間処理は、焼却及び破碎、選別を羽生市清掃センターで、再資源化は民間などの再生業者で行っています。

焼却施設では、燃やしてもよいごみと粗大ごみ処理施設で選別された可燃ごみを焼却しています。

粗大ごみ処理施設では、燃やしてはいけないごみと粗大ごみの破碎選別処理を行っています。破碎後に不燃ごみ、廃プラスチック類、鉄、アルミに分けられます。

表 3-1-7 羽生市清掃センターの施設概要

所在地	羽生市大字三田ヶ谷 1 8 6 3	
敷地面積	1 4 , 8 0 0 m ²	
処理施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設
機器の形式など	炉形式 准連続燃焼式焼却炉	破碎機、磁選機、アルミ選別機等
処理能力	8 0 t / 1 6 h (4 0 t / 1 6 h × 2 基)	3 0 t / 5 h
着工年月	昭和 5 6 年 1 0 月	昭和 6 2 年 9 月
竣工年月	昭和 5 8 年 3 月	昭和 6 3 年 3 月

2-3 最終処分の状況

本市の燃やしてはいけないごみ及び粗大ごみから選別された不燃物は、埼玉県環境整備センターの最終処分場で埋立処分を行っています。市は最終処分場を所有していますが、現在は埋め立てを行っていません。

表 3-1-8 羽生市一般廃棄物最終処分場の施設概要

所在地	羽生市大字弥勒553-1
総面積	70,073㎡
埋立面積	19,400㎡
埋立容量	77,000㎡
着工年月	平成7年9月
竣工年月	平成9年3月
埋立物の種類	焼却灰、不燃物、廃プラスチック類
埋立方式	セルアンドサンドイッチ方式
残余容量	4,343㎡（令和2年3月31日現在）
浸出水処理施設	処理能力：35㎡/日 処理方式：生物処理→凝集沈殿→高度処理（砂ろ過、活性炭吸着）

第2節 ごみの排出状況

1. ごみの排出量

1-1 ごみの総排出量

本市の人口は減少傾向で推移していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活系ごみについては、家庭で過ごす時間が長くなったことにより、令和元（2019）年度より増加しています。一方、事業系ごみについては、感染症による営業時間短縮などの影響により、令和2（2020）年度は減少しています。ごみ総排出量は、令和元年度より増加しています。

表3-2-1 ごみ総排出量と人口の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口（人）	55,513	55,389	55,092	54,730	54,416
ごみ総排出量（t） ①+②+③	19,856	19,554	19,177	19,325	19,618
生活系ごみ①	15,004	14,658	14,343	14,466	15,396
燃やしてもよいごみ	10,088	10,036	10,111	10,257	10,823
燃やしてはいけないごみ	2,804	2,605	2,244	2,253	2,404
粗大ごみ	237	225	245	251	317
その他ごみ	12	10	11	13	12
資源ごみ	1,863	1,782	1,732	1,692	1,840
事業系ごみ②	4,360	4,419	4,421	4,478	4,003
燃やしてもよいごみ	4,246	4,307	4,313	4,378	3,921
燃やしてはいけないごみ	114	112	108	100	82
集団回収③	492	477	413	381	219

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査 人口は各年10月

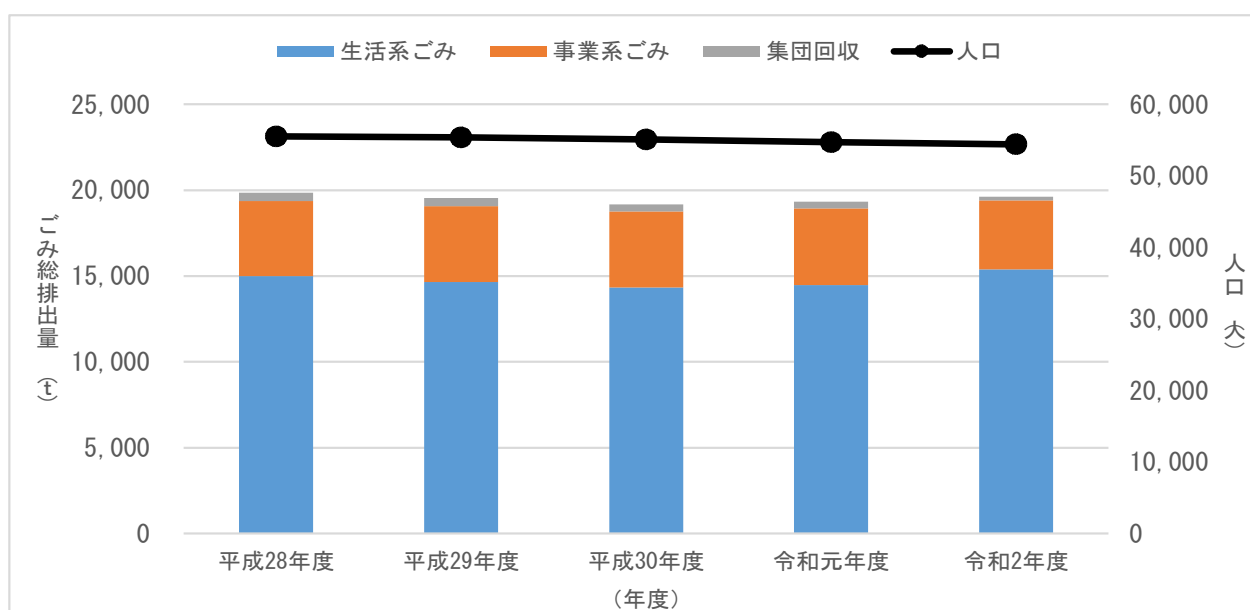


図3-2-1 ごみ総排出量と人口の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査 人口は各年10月

1-2 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量及び1人1日あたりの生活系ごみ排出量は減少傾向で推移していましたが、令和元（2019）年度より増加しています。

表3-2-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

年度	1人1日あたりのごみ排出量	1人1日あたりの生活系ごみ排出量
平成28年度	980	730
平成29年度	967	715
平成30年度	954	702
令和元年度	965	711
令和2年度	988	761

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

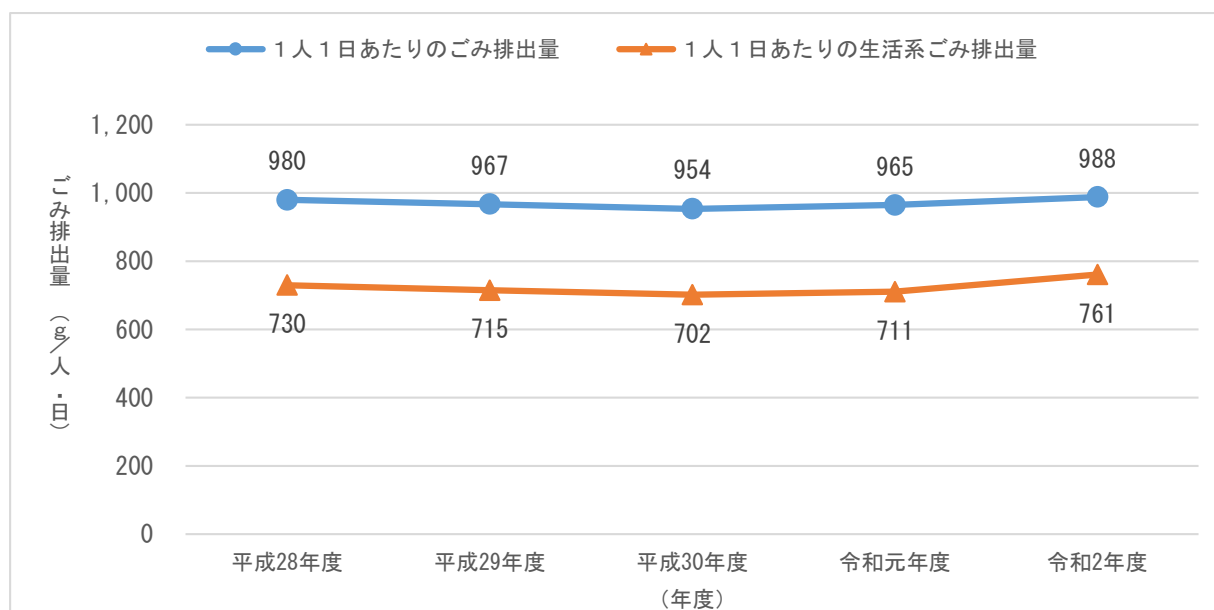


図3-2-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

2. 中間処理

焼却処理量は、年度によるばらつきがみられますが、増加傾向で推移しています。

粗大ごみ処理施設での破碎・選別処理量は、年度によるばらつきがみられますが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け増加しています。

表 3 - 2 - 3 中間処理量の推移

単位：t

年度	焼却処理量			破碎・選別処理量
	直接焼却量	焼却施設以外の施設からの焼却	合計	粗大ごみ処理施設
平成28年度	13,561	1,432	14,993	2,519
平成29年度	13,768	1,484	15,252	2,543
平成30年度	14,496	1,503	15,999	2,553
令和元年度	14,573	1,515	16,088	2,549
令和2年度	14,366	1,492	15,858	2,712

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

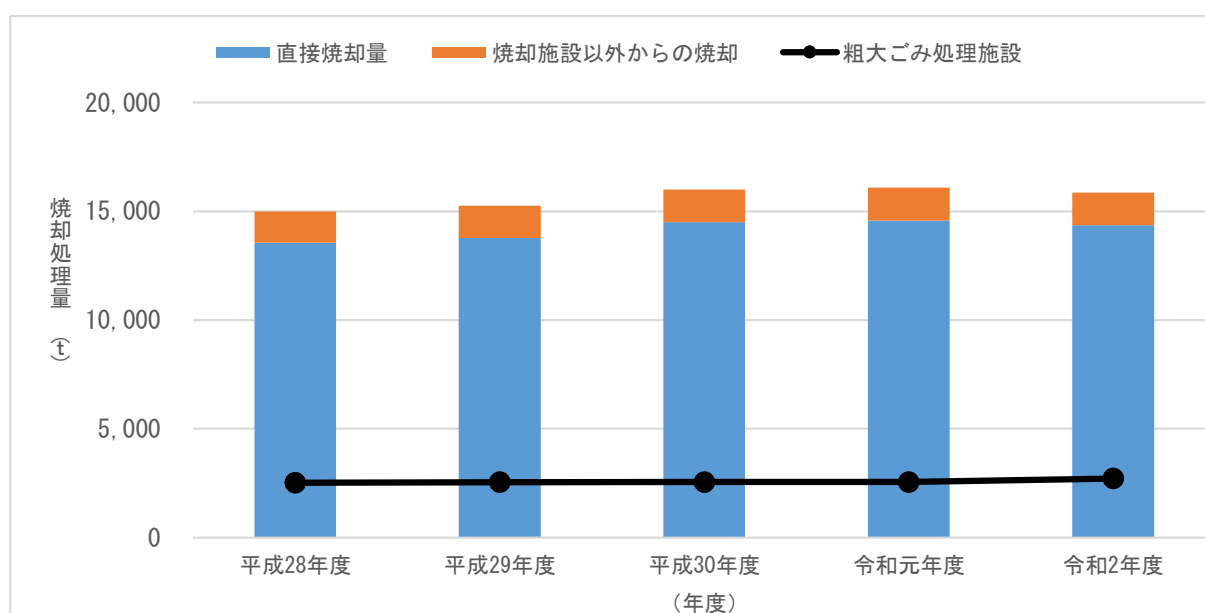


図 3 - 2 - 3 中間処理量の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

3. 再生利用

直接資源化量は、減少傾向で推移していますが、再生利用量及び再生利用率は、年度によるばらつきがみられます。

表 3-2-4 再生利用量の推移

年度	再生利用量 (t)				再生利用率 (%)
	直接資源化量	中間処理後再生利用	集団回収	合計	
平成28年度	1,875	2,292	492	4,659	23.5
平成29年度	1,786	2,189	477	4,452	22.8
平成30年度	1,733	2,396	413	4,542	23.7
令和元年度	1,695	2,441	381	4,517	23.5
令和2年度	1,840	2,627	219	4,686	23.9

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査
再生利用率は環境省 一般廃棄物処理実態調査のデータを基に算出

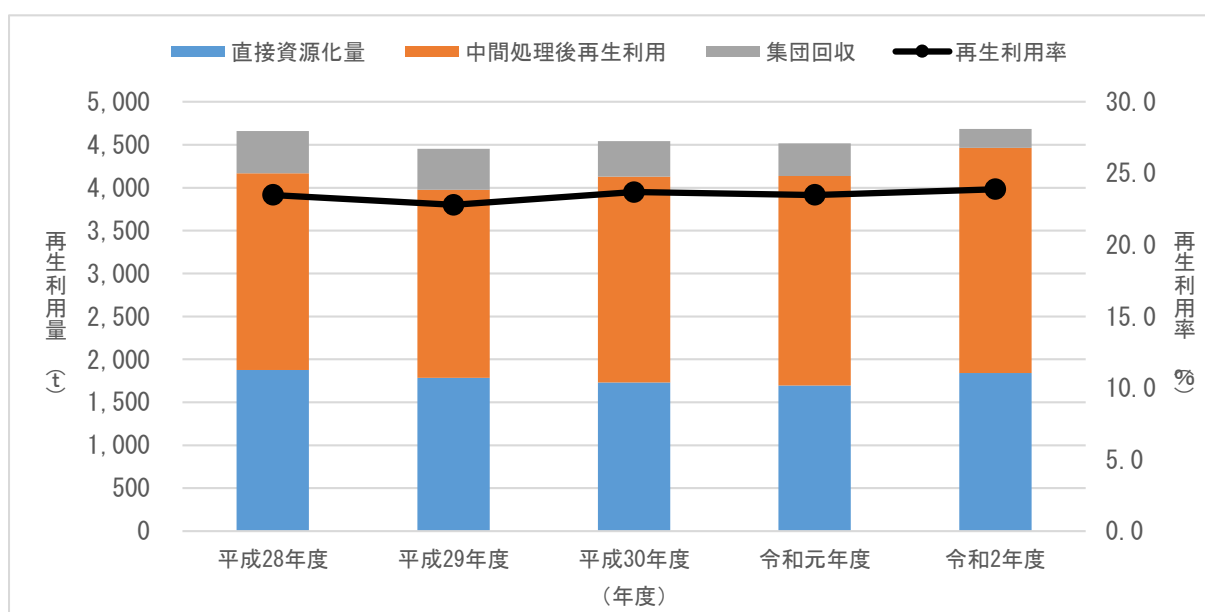


図 3-2-4 再生利用の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査
再生利用率は環境省 一般廃棄物処理実態調査のデータを基に算出

4. 最終処分

本市の最終処分量は、減少傾向で推移していますが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で粗大ごみ処理施設の処理量が増加したため、最終処分量も増加しています。

最終処分率は、平成28（2016）年度以降は減少傾向で推移していますが、令和2年度は高くなっています。

表3-2-5 最終処分の推移

年度	最終処分量（t）	最終処分率（%）
平成28年度	719	3.6
平成29年度	685	3.5
平成30年度	658	3.4
令和元年度	568	2.9
令和2年度	709	3.6

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

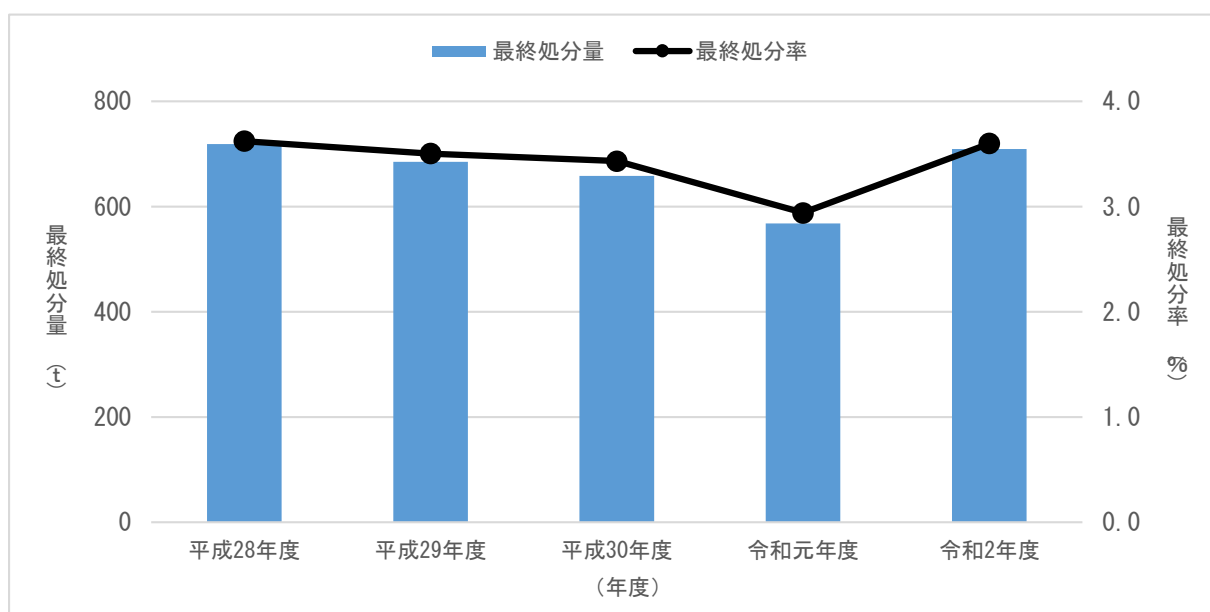


図3-2-5 最終処分の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

5. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、増加傾向で推移しています。特に中間処理費が高くなっており、市民1人あたりのごみ処理経費も高くなっています。

表3-2-6 ごみ処理経費の推移

単位：百万円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集運搬費	265	261	261	262	270
中間処理費	346	366	386	553	590
最終処分費	29	30	29	31	30
人件費	111	98	100	96	100
その他	137	116	164	164	125
合計	888	871	940	1,106	1,115
市民1人あたりのごみ処理経費(円)	16,000	15,738	17,047	20,199	20,531

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

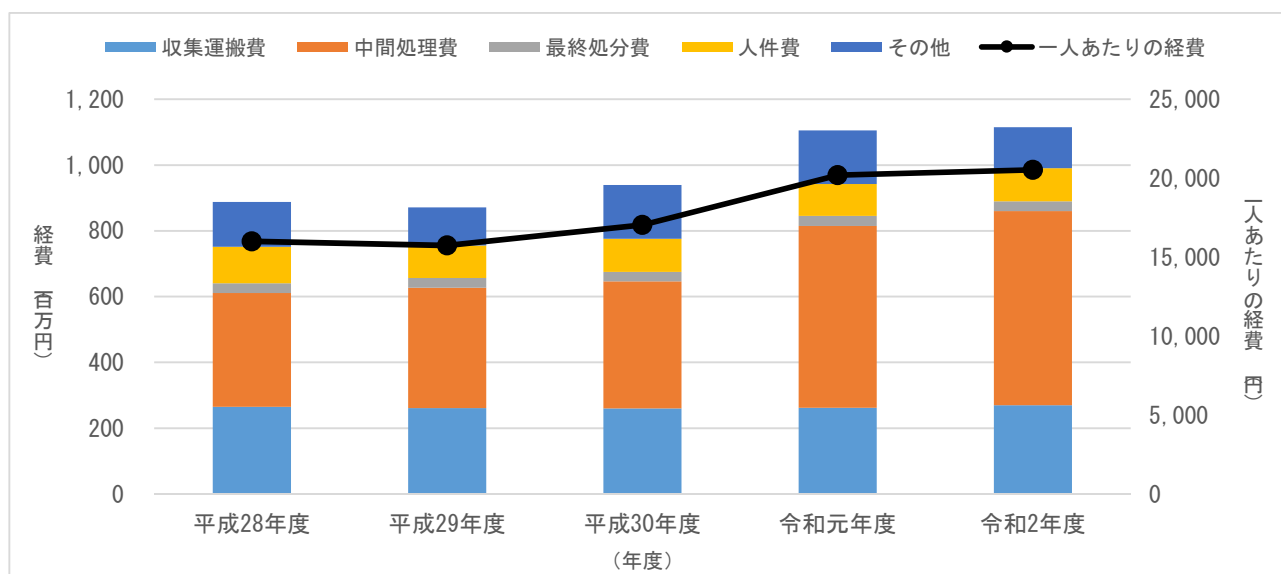


図3-2-6 ごみ処理経費の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

6. 可燃ごみのごみ質

本市の燃やしてもよいごみの焼却処理を行っている羽生市清掃センターでは、可燃ごみのごみ質の分析を年4回行っています。

可燃ごみには、紙、布類が多く含まれ、次いでプラスチック類や木、竹類となっています。

表 3-2-7 ごみ質分析結果の推移

単位：%

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
紙、布類	60.3	64.0	46.7	56.9	56.8	57.0
プラスチック類	12.8	13.1	14.5	19.5	17.6	15.5
木、竹類	13.7	8.8	17.7	14.0	17.4	14.3
厨芥類	10.8	11.1	10.5	6.6	3.4	8.5
不燃物	0.3	1.2	0.7	0.1	0.8	0.6
その他	2.1	1.8	9.9	2.9	4.0	4.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：羽生市清掃センター ごみ質分析結果
 ※表に記載の年度毎の割合は、年4回の結果を平均した値

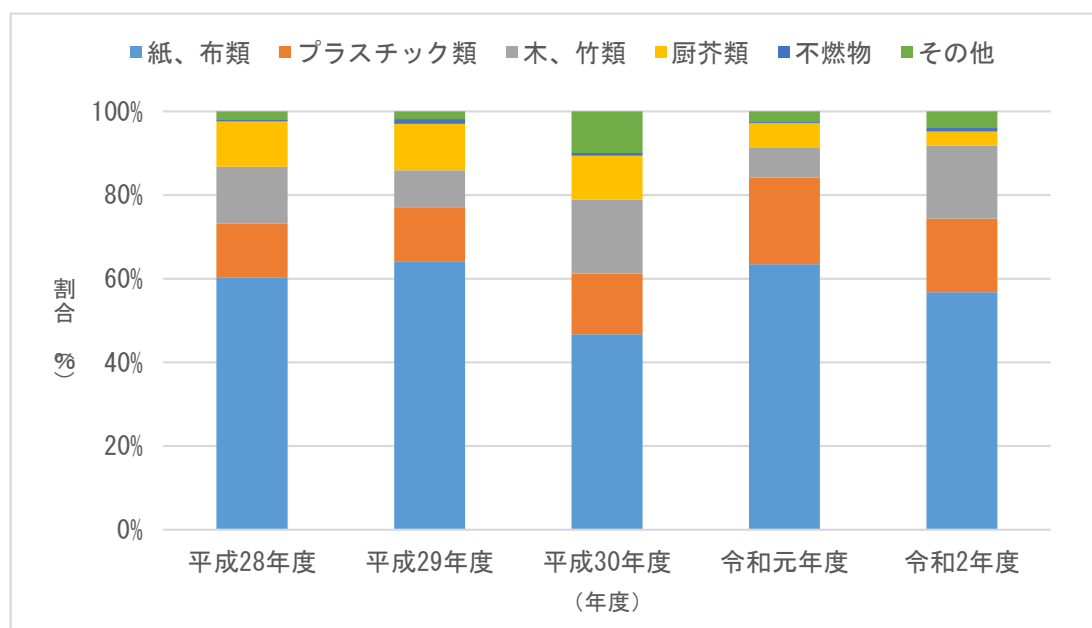


図 3-2-7 ごみ質分析結果の推移

出典：羽生市清掃センター ごみ質分析結果

7. 温室効果ガス排出量

本市のごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量及び1人1日あたりの温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度に増加しています。

なお、温室効果ガス排出量は、可燃量にごみ質分析のプラスチック類の年間平均割合をかけ、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の量をそれぞれ求め、温暖化係数をかけて算出しました。

表3-2-8 温室効果ガス排出量の推移

	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	1人1日あたりの温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /人・日)
平成28年度	5,033	0.25
平成29年度	5,253	0.26
平成30年度	6,083	0.30
令和元年度	8,628	0.43
令和2年度	6,519	0.33

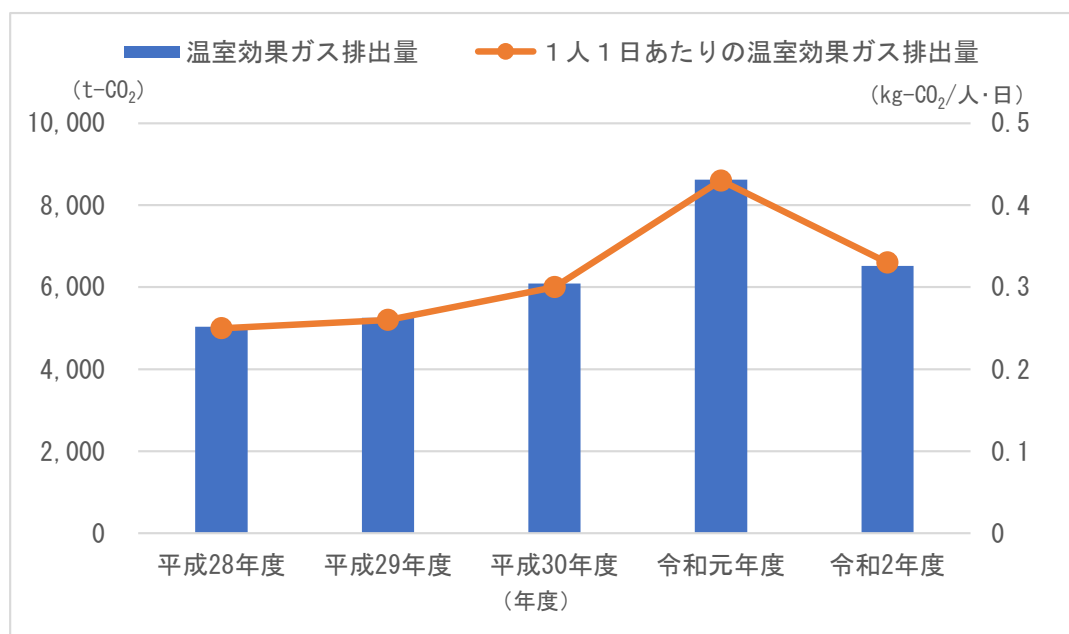


図3-2-8 温室効果ガス排出量の推移

第3節 市の取り組み

1. ごみ処理施策の経緯

本市の廃棄物処理施設として、昭和58（1983）年3月に羽生市清掃センター、昭和63（1988）年3月に粗大ごみ処理施設が竣工しました。平成10（1998）年には、清掃センターの焼却施設のダイオキシン対策としてバグフィルターが整備されました。また、平成19（2007）年度から平成20（2008）年度にかけて、焼却炉の大規模改修を実施するなど、定期的な修繕を行い、適切な施設の維持管理に努めています。

ごみの資源化に向け、昭和61（1986）年度にびん、かん、平成5（1993）年度に古紙、古着、ペットボトルの資源回収を開始しました。また、平成10（1998）年度には、羽生市廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）制度が始まりました。

そして、ごみに関する問題を総合的に検討するため、平成3（1991）年度に市内関係団体からの推薦及び市民からの公募による委員によって構成された「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」が設置されました。その後、平成7（1995）年度には同委員会の内容を発展させた「羽生市廃棄物減量等推進審議会」が設置され、市長からの諮問に基づき審議を行い、ごみ減量・リサイクル促進の方策について答申を行いました。

本市の一般廃棄物処理基本計画は、平成5（1993）年度に策定し、以降、平成18（2006）年度、平成28（2016）年度に改定し、ごみの減量化、資源化に取り組んでいます。

ごみ処理に関する本市の取り組みを表3-3-1（1）～表3-3-1（3）に示します。

表3-3-1（1） ごみ処理に関する本市の取り組み

年度	月	内 容
昭和51年度	4	不燃ごみ収集（村部）委託開始
昭和57年度	3	羽生市清掃センター（焼却施設）竣工
昭和58年度	4	不燃ごみ収集（市街）委託開始
昭和61年度	10	資源ごみ（びん・かん）回収事業開始
昭和62年度	3	羽生市粗大ごみ処理施設竣工
平成元年度	4	可燃ごみ収集委託開始
平成2年度	4	一般廃棄物運搬業務委託開始
	11	簡易焼却炉設置費補助開始
	3	羽生市一般廃棄物最終処分場竣工
平成3年度	8	「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」発足
	3	市民委員会 市長へ中間答申
平成4年度	4	生ごみ処理容器購入費補助制度開始
	5	紙パック回収開始（市内11ヶ所に回収箱設置）
	3	「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」最終答申
平成5年度	10	羽生市一般廃棄物処理基本計画策定
		資源ごみ回収品拡充（古紙、古着、ペットボトル）

表 3-3-1 (2) ごみ処理に関する本市の取り組み

年度	月	内 容
平成 6 年度	4	事業系一般廃棄物処理有料化 (200円/10kg)
		集団回収 (PTA等) への補助開始
	7	粗大ごみ分別回収開始
平成 7 年度	4	集じん灰運搬処理委託開始
		不燃ごみ収集 (市街) を委託
	7	羽生市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行
	10	一般家庭の焼却灰収集開始
	11	羽生市廃棄物減量等推進審議会発足
平成 8 年度	9	羽生市分別収集計画 (H9~H13) 策定
	10	リサイクルセンター開設 (リサイクル自転車)
	3	羽生市一般廃棄物最終処分場竣工 (新処分場)
平成 9 年度	10	透明・半透明ごみ袋採用 (4月から9月は試行期間)
		羽生市廃棄物減量等推進審議会最終答申
		リサイクルショップ開設 (不用品の販売)
	11	家庭用簡易焼却炉補助制度廃止
	1	羽生市廃棄物減量等推進員モデル地区 (東町、東大和町、栄町) スタート
	3	バグフィルター竣工 (焼却処理施設)
平成 10 年度	4	不燃ごみ収集 (村部) 回数増 (月3回に)
		事業系一般廃棄物処理手数料変更 (120円/10kg)
		羽生市廃棄物減量等推進員全地区スタート (230名)
		行田地区ごみ処理広域化協議会設立
	3	一般廃棄物処理基本計画見直し (行田地区ごみ処理広域化協議会)
平成 11 年度	4	彩北広域清掃組合加入
		生ごみ処理機購入費補助制度開始
	6	羽生市分別収集計画策定 (H12~H16)
平成 12 年度	4	羽生市廃棄物減量等推進員 (委任・2年更新)
		不燃ごみ回収 (村部) 回数増加 (月3回→週1回)
平成 13 年度	4	粗大ごみ分別回収・回数増加 (2回/年→4回/年)
平成 14 年度	4	羽生市廃棄物減量等推進員 (委任・2年更新)
		生ごみ処理機補助金額引き下げ (20,000円→15,000円)
	6	羽生市分別収集計画策定 (H15~H19)
平成 15 年度	4	資源ごみ回収報償金金額の引き下げ (一律3円/kg)
		報償金対象品目にペットボトル追加

表 3-3-1 (3) ごみ処理に関する本市の取り組み

年度	月	内 容
平成 16 年度	4	羽生市廃棄物減量等推進員（委任・2年更新）
	3	羽生市汚泥再生処理センター竣工
平成 17 年度	4	羽生市汚泥再生処理センター運転管理業務委託開始
	6	生ごみ処理機器補助金額引き下げ （処理機 15,000円→10,000円 コンポスト 2,500円→2,000円）
		羽生市分別収集計画策定（H18～H22）
3	彩北広域清掃組合離脱	
平成 18 年度	12	羽生市一般廃棄物処理基本計画（素案）策定
		羽生市一般廃棄物処理基本計画策定
	3	廃プラスチック類運搬処理委託開始
平成 19 年度	8	ごみ減量協力店・協力事業所認定制度スタート
	11	ごみ減量研究グループ発足（12名）
		清掃センター焼却炉大規模修繕（～H20）
平成 20 年度	4	廃食用油清掃センターにて回収開始
	10	事業系一般廃棄物搬入検査開始
	3	リサイクルショップ閉鎖
平成 21 年度	4	資源ごみ品目に雑紙（ざつがみ）を追加
		廃食用油拠点（各公民館）回収開始
		最終処分場延命化のため全量処理委託開始
	3	リサイクル家具展示会実施
平成 22 年度	5	羽生市分別収集計画策定（H23～H27）
平成 24 年度	4	集じん灰資源化委託開始
平成 26 年度	1	小型家電拠点回収開始
平成 28 年度	4	羽生市分別収集計画策定（H28～H32）
	3	羽生市一般廃棄物処理基本計画策定（H28～H37）
令和元年度	6	羽生市分別収集計画策定（R2～R6）
	11	清掃センター焼却炉大規模修繕（～R2）
令和 2 年度	2	宅配便によるパソコン等小型家電の回収開始
	3	行田市と「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意」を締結
令和 3 年度	6	行田市と「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」を設置
	10	行田市と「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する合意書」を締結
	12	行田市と「行田羽生資源環境組合の設立に関する協議書」を締結

2. ごみの減量化、資源化の取り組み

2-1 家庭用生ごみ処理機器購入補助

家庭ごみから排出される生ごみを減らすため、平成4（1992）年度から市民が購入する電動生ごみ処理機、生ごみ処理容器（コンポスター）に補助金を交付しています。

表3-3-2 生ごみ処理機器購入補助実績

単位：機

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生ごみ処理機 （電気式）	3	4	3	2	7
生ごみ処理容器 （コンポスター）	12	4	6	16	5
補助額等	生ごみ処理機：購入金額の1/2（上限10,000円、100円未満切り捨て） 生ごみ処理容器：購入金額の範囲内で2,000円を限度				

2-2 資源ごみ回収への支援

本市では、昭和61（1986）年度より、資源ごみを収集し回収業者に売却した自治会やPTA等の地域活動団体に手数料（奨励金）を交付しています。

手数料（奨励金）は3円/kgで、回収品目は、びん、かん、ペットボトル、新聞紙、雑誌、ダンボール、雑紙（ざつがみ）、布類の8種類です。

表3-3-3 資源ごみ回収量・手数料（奨励金）の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自治会	回収量（t）	1,359	1,300	1,323	1,287	1,429
	奨励金交付額（円）	4,077,938	3,900,921	3,978,680	3,862,034	4,287,185
PTA等の 団体	回収量（t）	492	477	412	381	219
	奨励金交付額（円）	1,476,285	1,431,510	1,238,670	1,141,737	656,928
合計	回収量（t）	1,851	1,777	1,735	1,668	1,648
	奨励金交付額（円）	5,554,223	5,332,431	5,217,350	5,003,771	4,944,113

2-3 ごみ減量協力店・協力事業者認定制度

本市では、平成19（2007）年度からごみの減量や資源化に取り組んでいる店舗・事業者を「ごみ減量協力店・協力事業所」として認定し、市民や事業者のごみ減量、資源化に対する意識の高揚を図っています。

2-4 廃棄物減量等推進員の設置

市民、事業者及び市がそれぞれの責務をはたしながら、協力してごみの減量化と適正な処理を進めるため、廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）を市全域に設置しています。市では、クリーン推進員を対象にした講習会や手引き書の配布など、ごみ処理に関する情報を提供しています。

クリーン推進員の職務は、次のとおりです。

- ・正しいごみの出し方等の指導に関すること
- ・ごみの減量化、資源化の推進に関すること
- ・市との連絡調整に関すること
- ・環境美化意識の普及啓発に関すること

3. その他の取り組み

3-1 不燃ごみ集積所設置支援

平成12（2000）年度から自治会が設置する不燃ごみ集積施設（ごみステーション）整備に、整備費の一部を補助金として交付しています。

表3-3-4 不燃ごみ集積施設の整備補助の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助件数（件）	2	1	2	5	1
補助額（円）	200,000	45,000	93,000	293,000	62,000
補助額等	新規整備：事業費の1/2（上限 150,000円） 修繕等：事業費の1/2（上限 50,000円）				

3-2 ごみステーションでのルール周知

各地区に設置されているごみステーションの管理は、地区（地元自治会）で行っています。

ごみステーションでは、指定日の決められたごみ以外のごみや、分別されていないごみなど、一部でルール違反が見られます。

違反ごみについては、収集は行わず、収集できない旨のシールを貼り周知を行っています。

3-3 不法投棄

本市では、ごみの不法投棄を防止するため、定期的に監視（パトロール）を行っています。

不法投棄を発見した場合には、土地の管理者等に連絡し撤去を行っています。

3-4 ごみゼロ市民運動

本市では、毎年5月30日（ごみゼロの日）前後に、市民と協働で道路などのポイ捨てごみの撤去や地域の環境美化活動を行っています。

3-5 広報・環境教育

(1) 広報

ごみの減量、資源化を推進するため、広報誌やホームページなどを活用し、情報の提供を行っています。

平成30（2018）年3月に、ごみの分別による資源化を促進するため、羽生市ごみ分別ガイドブックを更新しています。また、市民に分別方法を分かりやすく伝えるため、ホームページの「羽生市ごみ分別辞典」で検索が行えるようになっています。

(2) 環境教育

ごみの減量、資源化を推進するため、環境講座、学校や自治会などに直接出向く出前講座などを実施し、市内の小学生を対象とした清掃センター施設見学を行っています。

また、市内の小学5年生の家庭を対象に、家庭での二酸化炭素排出量を把握するとともに、エネルギー使用量の削減を意識していただくことを目的に「環境家計簿」の実施を呼びかけています。

第4節 ごみ処理状況の比較

本市の令和元（2019）年度のごみ処理状況を県平均と比較した結果を表3-4-1に示します。

最終処分率は、県平均を下回っていますが、1人1日あたりのごみ排出量及び1人1日あたりの生活系ごみ排出量は、県平均を上回っています。再生利用率は、わずかに低く1人あたりのごみ処理経費は、7,000円程度高くなっています。

表3-4-1 ごみ処理状況の比較

項目		羽生市	県平均
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	965	862
1人1日あたりの生活系ごみ排出量	g/人・日	711	625
再生利用率	%	23.5	23.7
最終処分率	%	2.9	3.9
一人あたりのごみ処理経費	円	20,199	13,261

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

第5節 ごみ処理の課題

1. 前計画の目標の達成状況

前計画の目標年度は令和7（2025）年度となっていますが、中間年である令和2（2020）年度と比較すると、前計画の目標は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各項目とも達成していない結果となっています。

表3-5-1 目標の達成状況

項目	基準値 (平成27年度)	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1人1日あたりのごみ排出量 g/人・日	965	988	865
再生利用率 %	24.1	23.9	30
最終処分率 %	3.4	3.6	3.0

2. ごみ処理の課題

2-1 ごみ排出量の削減

本市のごみの総排出量は、人口減少に伴い概ね減少傾向で推移していますが、1人1日あたりのごみ排出量は、横ばいから僅かに増加傾向となっています。県平均と比較しても大きく上回っており、減少に転換するためには、既存の施策を継続するとともに、新たな施策に取り組む必要があります。

2-2 再生利用率の向上

本市のごみの再生利用率は、概ね横ばい傾向となっていますが、県平均と比較しても僅かに下回っています。

本市は、資源ごみ、中間処理後の再生利用、焼却灰等の再生利用を行っていますが、特に資源ごみの回収量が、年々減少しています。一方、可燃ごみのごみ質分析から、本市で資源ごみとして分別を行っている紙、布類が一定量含まれています。これらの分別の徹底を図るとともに、新たな資源化品目の追加についての検討を進める必要があります。

2-3 中間処理施設

羽生市清掃センターの焼却施設(昭和58(1983)年3月竣工)、粗大ごみ処理施設(昭和63(1988)年3月竣工)とも施設の老朽化が懸念されています。安定した処理を継続して行うために適正な維持管理を実施していく必要があります。

また、新たなごみ処理施設の整備に向け、行田市との協議会が設立され、協議を進めています。環境負荷を低減し、安定した処理を行うため、計画的に広域化を進めていく必要があります。

2-4 ごみ処理経費の低減

本市のごみ処理経費は、施設の維持管理費用が高んだため増加傾向で推移し、ごみ処理経費の低減に向けた取り組みが必要です。

また、ごみ総排出量を削減するため、家庭ごみ収集の有料化の導入、事業者のごみ処理手数料の増額を検討する必要があります。

2-5 ごみの適正処理

市内の不法投棄の監視や美化活動を行っていますが、道路脇や空き地、河川敷などへの不法投棄やごみのポイ捨てが見られます。更なるごみの適正処理の意識啓発と監視・パトロールなどの対策が必要です。